

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対する パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)	開示ガイドライン
有価証券届出書	届出書

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●株式報酬に係る開示規制の見直し		
1	<p>一般的に、譲渡制限期間の設定は、期間の始期と終期を定める場合、若しくは退任時に譲渡制限を解除する(実質的には、譲渡制限期間は在任期間とされる)のいずれかで設定されている。但し、原則は期間終了後の譲渡制限解除となるものの、例えば付与事業年度の3月末に任期満了、会社が継続任用をのぞまないといった「正当な理由による退任」、「会社都合による退任」により譲渡制限期間満了前に退任が発生した場合など、その直後の時点で一部又は全部の株式が解除される規定が設けられることも一般的となっている。譲渡制限期間として実質1年を超える年限もしくは退任時であることが対象者と発行会社間での契約書において設定されていれば、上記の様な正当な理由や会社都合によるイレギュラーな退任が短期間で発生し、結果、譲渡制限が金商法施行令の想定する期間の前に解除される可能性までを否定される趣旨ではないと考えてよいか。</p>	<p>本改正の趣旨は、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣等に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与するため、株式による報酬を設定しやすくすることを目的としているものです。中長期の企業価値創造を引き出すという本改正の趣旨を踏まえれば、基本的には中長期経営計画と一致するような譲渡制限期間が設定されるものと考えられますが、他方で、インセンティブを付与する報酬プランは様々なものが設計可能です。</p> <p>また、報酬プランの中には、譲渡制限期間満了前の退任等、一定の理由による譲渡制限の解除の定めが存在するものもあると考えられますが、そのような定めには、様々なものがあり得ると考えられるため、本改正後の金商法施行令第2条の12第1号の要件を満たすかは、本改正の趣旨に照らして個々に判断が行われるべきものと考えられます。</p>
2	<p>譲渡制限付株式の場合、その譲渡制限期間は、3年間などの確定期間により定まるもの以外にも、取締役等の退任日に譲渡制限が解除されるものがある。</p> <p>通常、取締役の任期は1年以上であるため、退</p>	<p>本改正の趣旨は、経営陣等に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与するため、株式による報酬を設定しやすくすることを目的としているものです。</p> <p>譲渡制限期間の終期を確定日としないケース</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>任時に譲渡制限が解除されるものも、1年以上の役務提供がなされた上で譲渡制限が解除されることになる(取締役と会社との間の譲渡制限付株式割当契約書においてもそのように定められる。)ため、退任時に譲渡制限が解除されるものも、実質的に1年以上の譲渡制限が付されているとして、有価証券届出書・通知書の提出は不要という理解でよいか。</p>	<p>については、例えば、①終期を「取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月を超えた日の退任日」とする、②「取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月を超えた日」までに退任した場合には原則として会社が当該譲渡制限付株式を無償取得する旨の条項を定める、など報酬プランの設計を工夫すること等により、本改正後の金商法施行令第2条の12第1号の要件を満たすことも可能と考えられます。</p>
3	<p>金商法施行令案は、取締役の通常の退任時(定時株主総会の終結時)を超えて譲渡制限が付されることを要件としているため、この点も通常の退任時と合わせてはどうか。</p>	<p>本改正の趣旨は、経営陣等に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与するため、株式による報酬を設定しやすくすることを目的としているものです。</p> <p>ご指摘のケースは、当初から取締役の任期を1年と設定しているような報酬プランの設計のようですが、本改正後の規定は、金商法施行令第2条の12第1号に規定する事業年度経過後三月を超える譲渡制限期間が設定されている報酬プランに適用されることとなります。</p>
4	<p>発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の場合は、有価証券通知書の提出が免除されることになるのか明らかではない。届出書の提出が不要となるのであれば、有価証券通知書の提出も不要とすべきである。</p>	<p>発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出しに該当する場合には、基本的に、有価証券通知書の提出が求められません。</p> <p>ただし、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の場合においても金商法第4条第1項第1号から第4号に該当する場合には、有価証券通知書の提出が不要とされています(金商法第4条第1項第5号、第5項、第6項)。金商法施行令第2条の12の改正により届出書の提出が不要となる有価証券の募集又は売出しは、金商法第4条第1項第1号に該当することになるため、有価証券通知書の提出は不要となります。</p>
5	<p>取締役等を相手方として株券等を取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合で、当該行為を開始する日前1年以内に、取締役等を相手方として株券等を取得勧誘又は売付け勧誘等(以下、「勧誘等」)を行っている場合で、発行(売出)価額の総額を通算して1億円以上となる場合は、臨時報告書の提出は必要となるのか。</p> <p>また、1年以内に取締役等以外を相手方として勧誘等を行っている場合で、発行価額の総額が1</p>	<p>本改正は、取締役等を相手方として発行価額1億円以上の株券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う際、金商法施行令第2条の12第1号に該当する場合に届出書の提出を不要とする代わりに臨時報告書の提出を求めるものです。</p> <p>これは金商法第4条第1項第1号に規定する有価証券の募集又は売出しについて臨時報告書の提出を求めるものですが、ご指摘の1年以内の発行価額の通算に関する規定は金商法第</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>億円以上となる場合は、臨時報告書の提出は必要となるのか。</p>	<p>4条第1項第5号にかかるものであり、同項第1号に規定する有価証券の募集又は売出しについては適用されません。</p> <p>このため、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満である場合、募集又は売出し開始前1年以内に募集又は売出しが行われた同一種類の有価証券の発行価額又は売出価額の総額と合算して1億円以上になるときであっても、臨時報告書の提出事由には該当しません。</p> <p>また、取締役等以外を相手方として勧誘等を行っている場合には、金商法施行令第2条の12に該当しないため、発行価額が1億円以上の場合には、臨時報告書ではなく届出書の提出が必要となります。さらに、1年以内に発行価額の総額が1億円以上となる場合は、開示府令第2条第4項第2号に該当するため、臨時報告書ではなく、届出書の提出が必要となります。</p>
6	<p>並行募集に関して発行価額の合算について定めている開示府令第2条第4項第4号又は第5号においては、1年間の通算規定を定める同項第2号のように、届出が免除されるストックオプション（金商法施行令第2条の12の規定に該当するもの）の発行価額を合算対象から除外する旨が明記されていないが、この点については、平成19年10月パブリックコメントNo.11（3頁）において、合算対象から除外されるとの考え方が示されている。当該パブリックコメントの回答を踏まえ、ストックオプションと同様に届出不要となる条件を充足した譲渡制限付株式については、並行募集・通算規定ともに対象外となると考えてよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、譲渡制限付株式においても平成19年10月のパブリックコメントNo.11の考え方が適用されます。</p> <p>なお、ご指摘の趣旨が明確となるよう、開示ガイドライン4-2を修正しています。</p>
7	<p>ストックオプションに倣い、1億円未満の発行の場合には公告のみで足りると理解している。1億円以上の場合には、臨時報告書の記載事項として「当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法」が求められているが、1億円未満の場合は、外部に出る法定書類は公告しかないが、公告にその旨を記載することが求められるのか。</p>	<p>本改正に伴い、発行価額1億円未満の譲渡制限付株式の取得勧誘については金商法上の開示は不要となります。ご指摘の「公告」は会社法に基づくものと理解しておりますが、当該公告は会社法上の要件を満たす記載を行うことが必要と考えられます。</p> <p>なお、本改正の趣旨を踏まえれば、金商法上の開示の有無に関わらず、譲渡制限付株式は金融機関等において「譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される」となると考えられます。</p>
8	<p>1億円以上の発行で、届出書不要となる条件を</p>	<p>ご指摘の「公告」は会社法第201条第4項に基</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	充足した譲渡制限付株式については、公告は不要と考えてよいか。	づくものと考えられますが、同条第5項及び会社法施行規則第40条の要件を満たす場合には、当該公告は不要となります。
9	開示府令第19条第4項第2号に基づき、臨時報告書を提出する場合は、ストックオプションと同様に添付書類は不要との理解で良いか。	ご理解のとおりです。
10	ストックオプションは過去の役務提供の対価として付与されることが一般的なため、払込の対価となる金銭報酬債権が対象となる役務提供期間について、明記されることはない。一方で、特定譲渡制限付株式報酬については、将来の役務提供の対価として付与されることが税法上の要件として定められている為、通常は対象となる役務提供期間が明記される。臨時報告書の場合においても、対象となる役務提供期間について、明記する必要があるのか。また、役務提供期間について明記する場合、記載する箇所としては、「2.【報告内容】」が適切と考えられるどうか。	<p>本改正に伴い一定の要件を満たす場合に、届出書の提出が不要となる譲渡制限付株式は、必ずしも所得税法施行令等にいう特定譲渡制限付株式であることを条件としているものではありません。</p> <p>ご指摘の「役務提供期間」がどの期間を指すのか必ずしも明確ではありませんが、開示ガイドライン24の5-14-2のとおり、開示府令第19条第2項第2号の2イ(5)の「勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」として譲渡制限期間を記載することが求められています。</p> <p>なお、より充実した情報を提供する観点からは、「役務提供期間」を臨時報告書の「勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」へ記載することが望ましいものと考えられます。</p>
11	現行のストックオプションの臨時報告書においては、ストックオプションの内容や取締役会への委任を定めた会社法上の条文(会社法第236条、第238条、第240条)について言及することが通常となっている。現在、特定譲渡制限付株式の届出書においては、株式の内容(募集事項の決定)と当該決定の取締役会への委任を定めた会社法上の条文(会社法第199条、第200条)については言及せず、株主総会で決議を得ている旨を記載することが行われている。役員報酬の内容決定について、取締役会に委任することを明確に定めた根拠条文がないこと(※現行の取締役会への委任は、判例(最判昭和60年3月26日判時1159号150頁)に基づくものと理解)や、近時の会社法改正の議論が報酬内容の一任について厳しいスタンスであったことをふまえると、届出書と同様に臨時報告書においても、株主総会で決議を経ている旨を記載した方が良いとも考えられるが、いずれの記載(会社法上の条文or総会の決議)が妥当と考えられるか。	<p>開示書類の記載は投資者保護の観点から検討されるべきものであり、開示府令第19条において求められる記載事項はかかる観点から開示が必須であると考えられる項目を規定したものです。</p> <p>各項目の記載事項は各発行者が検討すべきものですが、有価証券報告書において「提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲」の記載が求められている趣旨を踏まえて検討する必要があると考えられます。</p> <p>なお、より充実した情報を提供する観点からは、ご指摘の内容を臨時報告書へ記載することが望ましいものと考えられます。</p>
12	届出書で記載が求められている払込期日や振	開示書類の記載は投資者保護の観点から検

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	替機関の名称及び住所の記載は、臨時報告書では不要か。	<p>討されるべきものであり、開示府令第19条において求められる記載事項はかかる観点から開示が必須であると考えられる項目を規定したものです。</p> <p>なお、より充実した情報を提供する観点からは、ご指摘の内容を臨時報告書へ記載することが望ましいものと考えられます。</p>
13	<p>株式報酬には、事前交付型(譲渡制限付株式など)と事後交付型(パフォーマンスシェアなど)があるところ、金商法施行令第2条の12第1号では、事前交付型の株式報酬のみ対象としているように見受けられる。両者は、株式報酬(インセンティブ)としては実質的に変わることはなく、企業のインセンティブプランとして事後交付型も選択肢の一つであることから、事後交付型についても有価証券届出書・通知書の提出が不要となるようにしていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本改正後の金商法施行令第2条の12第1号の要件を満たす場合には、事前発行型、事後発行型に関わらず、届出書の代わりに臨時報告書の提出で足りると考えられます。</p>
14	<p>今回の改正は事前発行型の株式報酬・譲渡制限付株式報酬を前提とした取り扱いと認識している。一方、事後発行型のものであっても、業績評価期間、在任期間終了後の発行時に譲渡制限を退任時まで課す場合もあり、また、その場合に税務上も特定譲渡制限付株式としての要件充足する前提で制度を導入される場合も出てきている。この場合、実質的に譲渡制限性の担保が事前発行型の譲渡制限付株式と同様に行われることが想定され、臨時報告書による要件を形式上充足するが、当該ケースは今回の制度改正の対象とはならないのか。</p>	<p>本改正に伴い一定の要件を満たす場合、届出書の提出が不要となる譲渡制限付株式は、必ずしも所得税法施行令等にいう特定譲渡制限付株式であることを条件としているものではありません。</p> <p>なお、本改正後の金商法施行令第2条の12第1号の要件を満たす場合には、事前発行型、事後発行型に関わらず、届出書の代わりに臨時報告書の提出で足りると考えられます。</p>
●「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し		
15	<p>開示府令第19条第2項(i) 異動監査公認会計士等の意見)は、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書において、改正案のような変更を行うことは提言されておらず、改正は不要である。</p> <p>現行の開示府令では、「監査証明府令第四条第一項各号に定める事項又は内部統制府令第六条第一項各号に掲げる事項に係る異動公認会計士等の意見」となっているが、改正案では、このような条件がなくなっており、異動公認会計士等が条件なしに何についても意見を述べるようになることになってしまう。</p>	<p>ご指摘の点に関する開示内容は、改正前から、監査公認会計士等の異動に至った理由及び経緯に対する異動監査公認会計士等の意見の開示を求めているものです。</p> <p>本改正は、このことを明確化したものであって、内容に変更はありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	このような変更は適切ではないと考える。	
16	<p>開示ガイドライン24 の5-23-2「詳細に記載することに留意する」は、「記載することに留意する」に変更すべきである。</p> <p>ガイドライン中の該当箇所以外は、「…記載する」と記載されており、この部分についてだけ、「詳細に」を加える必要はない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書では、監査公認会計士等にも、交代の理由・経緯に関し、財務諸表利用者に対する十分な説明・情報提供を行うことが求められるとされており、発行会社の状況に応じて、重要な事項を具体的に記載することが考えられます。</p>
17	<p>監査役等の意見の記載を求める改正案に賛成する。監査役等の意見の記載を求める旨の本改正案は、会計監査に関する監査役等の役割に鑑み妥当であり、相当と思料する。</p> <p>「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の注21では、「監査人の交代について監査役等で議論した場合、今後は、有価証券報告書の監査役等の活動状況の記載の中で説明することも考えられる」とされていたところではあるが、会計監査の方法と結果の相当性について意見を述べる監査役等が、監査公認会計士等の異動に至る過程において、監査役等が何ら関与していないことは想定しがたく、会計監査人の選解任議案の決定権を付与されている監査役等の意見は、有価証券報告書提出会社の財務報告の利用者にとってきわめて重要な情報源というべきだからである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
18	<p>開示ガイドラインの改正案において、監査役等の意見に関する留意事項についても、新設することが適切ではないか。</p> <p>具体的には、コーポレートガバナンス・コード補充原則3-2①に言及されている事項に言及しつつ、評価基準や監査人の独立性・専門性に照らした意見が考えられる旨をガイドラインにおいて示すことは可能ではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘のように、監査役等がどのような評価基準で判断を行ったのかについて記載するなど、発行会社の状況に応じて、重要な事項を具体的に記載することが考えられます。</p>
19	<p>開示ガイドラインの改正案において、異動の実質的な理由として記載されることが想定される多数の関連項目を提示することは有益であり賛成である。</p> <p>これらが例示であることは「例えば」とされている点で明確であるはずだが、これ以外にも例えば、監査事務所の検査結果やそれへの対応状況なども、異動を検討する際の重要な検討理由とし</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のように、本改正案で示しているのは例示であり、発行会社の状況に応じて、重要な事項を具体的に記載することが考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>て考えられ、それは国内の検査の場合だけでなく、海外当局の検査結果をも踏まえて、グローバルに見直すことも考えられるものであり、例示される項として明記するに値する重要事項ではないか。</p>	